

社会福祉法人弘優尽会

指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人弘優尽会が開設する指定居宅介護支援事業所「居宅介護支援事業所けやきホームズ」が行う居宅介護支援事業の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が利用者様の心身の状況を勘案して、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように必要な支援を行うことを目的としてサービス提供を行うものとする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 居宅介護支援事業者 けやきホームズ
- 二 所在地 さいたま市南区鹿手袋7丁目13番4号
特別養護老人ホーム けやきホームズ

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者（常勤職員1人）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 主任介護支援専門員1人
- 三 介護支援専門員1人（常勤職員1人以上）以上
介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日まで、及び祝日を除く。
- 二 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- 三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 一 相談の場所 居宅及び特別養護老人ホームけやきホームズ 1階相談室
- 二 課題分析表の種類 MDS-HC/CAPs方式
- 三 サービス担当者会議開催場所 居宅及び特別養護老人ホームけやきホームズ
1階相談室
- 四 居宅訪問の頻度 月1回以上 (利用者様の都合により居宅訪問が困難な場合
を除く)

第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- 一 通常の地域を超えた地点から、片道おおむね4キロ未満200円
- 二 通常の地域を超えた地点から、片道おおむね4キロ以上500円
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）
を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の業務の実施地域は、さいたま市南区全域・桜区全域とする。例外はその都度相談に応じることとする。

(その他運営に関する重要事項)

第8条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 繼続研修 年4回以上
- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人弘優尽会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（事業継続計画に関する事項）

第 10 条 事業所は業務継続計画（BCP）の策定などにあたって、感染症や災害が発生した場合でも利用者が指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（身体拘束の適正化について）

第 11 条 事業所は利用者の生命・身体を保護するため「緊急やむを得ない場合」を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限しないものとする。

身体拘束等を行わざるを得ない場合はその態様、時間、その際の利用者的心身の状況、並びに「緊急やむを得ない」理由を記録するものとする。

附則

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 5 月 1 日から改定する。

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から改定する。

この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から改定する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から改定する。

この規定は、平成 30 年 10 月 1 日から改定する。

この規定は、令和 3 年 11 月 1 日から改定する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から改定する。